

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和5年3月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグユタカ彦根高宮店 彦根市高宮町長田1679、1680-1 彦根市高宮町木爪原1558、1559
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 有限会社キジタ開発 彦根市高宮町1555番地の1 取締役 北川建一
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 廃棄物等の保管施設の位置および容量 7.5立法メートル
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から23時30分まで
 - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から24時まで
 - (2) 変更後
 - ア 廃棄物等の保管施設の位置および容量 13.5立法メートル
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 24時間
 - ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- 4 変更年月日 アについては令和5年10月29日、イおよびウについては令和5年3月1日
- 5 変更の理由 アについてはダンボール保管庫を新たに設置するため、イおよびウについては営業時間を24時間に変更するため
- 6 届出年月日 令和5年2月28日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
 - (2) 縦覧期間 令和5年3月24日から令和5年7月24日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和5年7月24日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号